



## 譲渡性預金

(平成27年4月1日現在適用中)

1. 商品名	譲渡性預金
2. 対象となる方	制限ありません。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期日指定方式（銀行休業日を指定することはできません） 1日以上2年以内</li> <li>・ 自動継続扱いはありません。</li> </ul>
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括してお預入れいただきます。</li> <li>・ 1,000万円以上</li> <li>・ 1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税 (5) 利息情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入ごとに個別に決定します。</li> <li>・ 預入時の利率を満期日まで適用します。</li> <li>・ 預入期間6ヶ月未満のものは、満期日以後に一括してお支払いします。</li> <li>・ 預入期間6ヶ月以上のものは、選択により預入日の3ヶ月・6ヶ月・1年ごとの応答日以後に中間利払を受けることができます。ただし、満期日が預入日の2年後の応答日に設定される場合は、中間利払が必須となります。</li> <li>・ 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨）</li> <li>・ 満期日以後、利息は付きません。</li> <li>・ 個人のお客さま・・・20.315%の分離課税 法人のお客さま・・・総合課税（非課税法人の場合は非課税） 平成25年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、 地方税5%）の源泉分離課税が適用されています。</li> <li>・ 窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
7. 譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡することができます。ただし、元利金の一部のみを譲渡することはできません。</li> <li>・ 譲渡する場合は、当行所定の手続きによる譲渡通知が必要です。</li> <li>・ 当行が買取することはできません。</li> <li>・ 譲渡する際、市場金利の変動等により投資元本を割り込む場合があります。</li> </ul>
8. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の対象外です。</li> <li>・ 満期日前解約（中途解約）はできません。</li> <li>・ 証書方式のみのお取扱となります。</li> </ul>
9. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>